

岐阜県公報

第二千三百二十九号
平成二十四年三月十六日

(金曜日)

目次

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	(廃棄物対策課)	一七六	ページ
牛の結核病の検査の実施	(畜産課)	一七六	
牛のブルセラ病の検査の実施	(同)	一七六	
牛のヨーネ病の検査の実施	(同)	一七七	
死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	一七七	
牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チ	(同)	一七七	
ユウザン病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	一七七	
馬伝染性貧血の検査の実施	(同)	一七八	
豚のオーエスキー病の検査の実施	(同)	一七八	
家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施	(同)	一七八	
みつばちの腐蛆病の検査の実施	(同)	一七九	
道路の区域変更	(道路維持課)	一七九	
道路の供用開始	(同)	一七九	
多治見都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(街路公園課)	一八〇	
可児都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(同)	一八〇	
岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正	(出納管理課)	一八一	

教育委員会告示

岐阜県重要文化財の指定及び岐阜県重要無形文化財の保持

者の認定

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
 県営土地改良事業の換地処分
 開発行為の工事の完了

(環境生活政策課) 一八二
 (商業流通課) 一八三
 (農地整備課) 一八三
 (建築指導課) 一八三

(社会教育文化課) 一八一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日当たる)
(ときは翌日)

平成二十四年三月十六日

告示

岐阜県告示第百十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一八二	瑞穂市十九条字野橋五二一	一の一部、五二一
七	一の一部、五二八	一の一部、五二八
二	一の一部、五二九	一の一部、五二〇
一	一部、五三三の一部、五三三	二の一部、五三三
二	三の一部、五二四の一部	四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的
牛の結核病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上市、飛騨市、下呂市、羽

鳥郡、安八郡、揖斐郡、大野郡

- 三 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する結核病の検査方法による。
- 四 実施の期日
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的
牛のブルセラ病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年以内（平成二十二年及び平成二十三年度内）に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上市、飛騨市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡、大野郡

- 三 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による。
- 四 実施の期日
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保

健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ―ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨ―ネ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡
2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨ―ネ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未夏牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

2 1 に該当する馬のほか、家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖豚及び繁殖候補豚

その他、家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法

2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち（所管家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
恵多治見 那線	同 市同 町字上流四一 番七地先まで	土岐市下石町字阿庄一四 七番一九地先から	後	二〇 三〇	二八〇	

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域又は 決定年月日は 告示する）
高野奈 根麦川 線	同 市同 一 二番一六地先まで	高山市高根町野麦字クミケ 島一二番一七地先から	ハ ・	平成 二四・三・一六	平成 三二・一・九

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は日付の告示は）
一般国道	二百四十八号	関市倉知字砂利洞二四一五番七地先から同市同 字佃 番一 địa先まで	三〇・〇	平成二四・三・三二	平成二五・一・二七

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は日付の告示は）
飛騨木曾川線	瑞浪市日吉町字道北九五〇		三九・七	平成	平成

公園	〇番一地先地内	二四・三・六	二三・七・八
----	---------	--------	--------

岐阜県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、多治見都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
多治見市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十九年岐阜県告示第四百七十二号 多治見都市計画道路事業 三・三・一号国道248号線多治見バイパス、三・四・三号金岡市之倉線
- 三 事業施行期間
平成十九年七月十日から
同 二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 平成十九年岐阜県告示第四百七十二号の事業地のうち、住吉町五丁目及び六丁目地内において事業地を変更する
使用の部分 変更なし

岐阜県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、可児都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

可児市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十九年岐阜県告示第二百九十三号 可児都市計画道路事業 三・四・九号可児

駅前線、三・五・十号中恵土広見線

三 事業施行期間

平成十九年四月六日から

同 二十四年九月三十日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

岐阜県告示第二百一十六号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百一十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月十九日から適用する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「揖斐川町」を「揖斐川町
大野町」に改める。

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定及び同条例第七条第二項の規定による岐阜県重要無形文化財の保持者の認定を次のように行うので、同条例第三条第三項及び第七条第三項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	内 容	所在地	所有者	住 所
岐重 五一 八	工芸 品	星宮信 仰資料	一括 懸仏 四十面 八躯 狛犬 一對	星宮神社に伝わる木造蔵王権現像二体（うち一体は神体）は大峯山信仰の主尊、大型の十一面観音菩薩、阿弥陀如来、聖観音菩薩の懸仏は白山信仰の三尊を構成したもの、懸仏のうち多数を占める虚空蔵菩薩懸仏と木造虚空蔵菩薩坐像（神体）は、鎌倉中期以降の虚空蔵菩薩信仰の隆盛を示すものである。	郡上市 美並町 高砂一 二五二	宗教法 人星宮 神社	郡上市 美並町 高砂一 二五二
これらをはじめとして同社に伝わる懸仏や仏像等は、平安時代から室町							

岐阜県重要無形文化財

認定番号	四 岐保 認五
種目	工芸 技術
名称	志野
保持者	林 正太郎
内容	黄瀬戸、瀬戸黒、織部とともに美濃の桃山陶を代表するやきもので、一六世紀末から一七世紀初頭にかけて盛行した。志野の制作には、胎土に岐阜県東濃地方特産の百草土、釉薬には風化した長石を主体としたものを用い、大窯で焼成した。その特徴として、柔らかで落ち着いた光沢を持つ白色の肌地と柚子肌のような独特の肌合い、随所にほんのりと現れる緋色、水墨画にも似た絵付け等をあげることができ 製品には、茶陶と中国陶磁（白磁・青花）写しの皿や無地の碗・小碗などの量産品とがある。茶陶は、技法によって無地志野、絵志野、紅志野、赤志野、鼠志野、練り上げ志野に分けられる。
住所	土岐市下石町 二三八八番地の五五

時代にかけて、同社が山岳信仰の霊場として、虚空蔵菩薩信仰を中心としながら、多彩な信仰を展開していたことを物語る。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウイスタリアブック
- 三 代表者の氏名 藤本 明成
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市則武中四丁目一番五二〇二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、通常の形態では情報を入手しにくい、いわゆる情報障がい者の自立・社会参加・職業能力の向上を目指して、情報提供および支援事業を行い、情報化社会の発展、福祉の増進、社会教育の推進及び文化の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年二月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Monkey Pod
- 三 代表者の氏名 森 直子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市川部六丁目五七番地二

五 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者の豊かな社会生活を支援し、障害児童の情操と自主性を育み、もって、地元の地域福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
 なお、その意見書は平成二十四年三月十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
 （仮称）ドン・キホーテ岐阜瑞穂店
 瑞穂市稲里字村西五八〇番地 一 外
- 二 意見の概要
 ・ 住民の意見
 ・ 来店する自動車により店舗周辺の道路が渋滞し、住民の通行に支障が出ないように

に対策を講じて頂きたい（特に土日ならびに祝日）。
 ・ 二十四時間営業は自粛していただき、最長深夜二十四時までの営業時間として頂きたい。

（届出事項 新設）

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業下池西部地区の換地処分を平成二十四年三月七日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令中建築第六五号の五 平成二三・一〇・一一 同中建築第六八号の七 同二四・一一・三〇	関市東新町七丁目三八番一、三九番一から三九番四まで、四〇番一、四一番一及び関市所管法定外公共物（水路）	道路、公園、水路	開発登録簿による	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
同東建築第六八号の二 同二三・八・一七 同東建築第七〇号の六 同二三・一〇・二二	中津川市加子川字桶田二三二番、二二三番一、同字前田二二九七番、二一九八番、二二九九番、二二〇〇番及び二二〇一番	道路・緑地	同	岐阜県恵那市大井町一八〇番地の一 株式会社バロ 代表取締役 田 代 正 美

平成二十四年三月十六日発行

発 行 者
所

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター